

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。



別表第一の中2を削り、3を2とし、同表の二に次のように加える。

7 行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第六十九号）に基づく手数料

8 奈良県行政不服審査会条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十号）に基づく手数料

別表第二を次のように改める。

別表第二（第3条関係）

種類	刷色	文字色	図柄及び大きさ
1円	にぶ赤紫色	額面金額及び証紙名は、黒色	 <p>縦25.5ミリメートル 横36.0ミリメートル</p>
5円	灰味紫色		
10円	にぶ青紫色		
50円	にぶ緑色		
100円	灰味オリーブ色		
300円	灰味赤茶色		
500円	黄茶色		
1,000円	紅色	額面金額及び県名は、黒色	 <p>縦25.5ミリメートル 横36.0ミリメートル</p>
3,000円	青色		
5,000円	黄緑色		
10,000円	うぐいす色		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(旧証紙の経過措置)

2 この規則による改正前の奈良県収入証紙条例施行規則の規定による形式の奈良県収入証紙は、当分の間、なおその効力を有する。